

第十六回 参議院法務委員会會議録第三号

昭和二十八年六月二十四日(水曜日)午前十時四十九分開会

(法務省関係昭和二十八年年度予算に関する件)

委員の異動

六月十九日委員棚橋小虎君辭任につき、その補欠として小林亦治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 加藤 武徳君
宮城タマヨ君
魚田 得治君

委員

青木 一男君
楠見 義男君
三橋八次郎君
赤松 常子君

政府委員

法務大臣官房 房経理部長 天野 武一君

事務局側

常任委員 西村 高見君
会専門員 常任委員 堀 眞道君
会専門員

説明員

最高裁判所長 岸上 康夫君
官代理者事務 総局経理局長

本日の会議に付した事件

○派遣議員の報告
○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件
○最高裁判所関係昭和二十八年年度予算に関する件

○委員長(郡祐一君) 只今から委員会を開きます。

先ず本日の議事についてでございますが、先般行いました議員派遣の御報告を派遣議員からお願いをいたし、引続き最高裁判所昭和二十八年年度予算及び法務省関係昭和二十八年年度予算につきまして、御質疑を願いたいと思存いたします。

この際先ほど委員長及び理事打合せを開きまして協議いたしました結果を申し上げます。今後の委員会の運営についてでございますが、次回は六月二十六日金曜日に開き、只今予備審査のために付託されております航空機抵当法案、司法試験法の一部を改正する法案、少年法及び少年院法の一部を改正する法案、刑法等の一部を改正する法案、刑罰法の一部を改正する法案、以上四件及び本院先議の入権擁護委員法の一部を改正する法案、以上五件につきまして政府より説明を聴取いたしましたと思存しますが、その後は六月三十日火曜日に委員会を開き、その後政府より提出のありました法律案が、ありますれば、その説明を聴取いたします。これらの付託法律案の質疑を行うことにいたしますと共に、選挙の取締並びに売春等の処罰につきましても委員のかたより質疑の御通告もございまして、法務大臣及び関係政府当局の出席を求め事情の聴取をいたし

ますと共に質疑を行いたいと思存します。

○加藤武徳君 私たち、郡委員長、三橋委員、私の三議員、それに堀専門員等の御同道を願ひまして、去る六月二日から四日までの三日間を栃木県及び群馬県に檢察及び裁判の運営等の調査の一環といたしまして、裁判所、檢察庁、刑務所等の関係機関の事務処理の突情を調査いたしましたのであります。その詳細は報告書に譲ることになります。概要を申し上げます。

今回の調査目的といたしましたところは、帝都に近接する両県下の所管事項につきまして、関係出先官庁の事務処理を調査することによりまして、中都市における標準型の第一線現場の突情を把握せんとするものであります。裁判所及び檢察庁を除き、他の官庁については同種類のものの重複を避けまして、両県を通じて代表的なものを選択したのであります。その調査の対象とした官庁、及び調査要綱は、

一、宇都宮及び前橋地方裁判所につき、民事及び刑事事件の処理状況、特に行政事件の処理及び公職選挙法違反事件の審議状況、法廷等の秩序維持に関する法律違反及び法廷闘争の判例。

二、宇都宮及び前橋家庭裁判所につき、少年審判、家事審判及び家事調停事件の処理状況、家事調停條項の履行

確保についての突情。

三、宇都宮及び前橋檢察庁につき、檢察事務の処理状況、特に公職選挙法違反被疑事件の処理状況、なかんづく公務員の同法違反の問題。

四、栃木地方公安調査局につき、調査員は如何なる経歴によつて構成されているか。又同地方における破壊活動防止法の運用状況。

五、栃木刑務所につき、行刑の突情。

六、前橋地方法務局につき、事務処理の状況、特に人権擁護事務取扱の突情。

七、前橋少年鑑別所につき、少年鑑別の状況。

八、前橋刑務所につき、行刑の突情、特に赤城青年農場の突情。

九、赤城少年院につき、少年収容保護の状況。

調査の方法といたしましては、栃木県においては宇都宮地方裁判所、群馬県においては前橋地方裁判所にそれぞれ関係係官及び在野法曹人の御参集をお願いしまして説明を伺ひ、又資料の提出をお願い、質疑応答等を行いました。懇談に入り、各関係機関の施設を視察いたしましたのであります。所期の成果を収め得たと存じております。最初申しましたように、この詳細は報告書及びこれに添付せられてあります資料によつて御了承願うことといたしまして、簡単ではあります、概要だけを報告いたします。

○宮城タマヨ君 檢察及び裁判の運営等に関する調査のために、当委員会委員魚田、赤松、宮城三委員らは群馬及び山梨の両県に派遣せられることになりました。よつて調査対象を具体的に売春関係、裁判及び少年審判事件の処理状況、公安関係の調査並びに刑務所及び少年鑑別所の視察の四項目に限定し、去る六月三日より三日間右両県に出張いたしました。それらの項目について調査を遂げたのでございます。調査に当りましては、右四項目のうち、特に売春関係の調査に重点を置き、またそれは群馬、山梨両県下にまたがります。富士山麓が現在駐留米軍の演習地となつておりますために、そのキャンプをめぐつて米兵相手の売春が行われており、最近特に世間の耳目を惹くに至つておるからでございます。富士山麓、特に山中湖及び御殿場町を中心とした売春の実態、その一般住民に及ぼす影響、売春に関連して発生する犯罪並びにその取締の突情等について現地の視察を行いますと共に、関係機関等においてそれらの係員より詳細に突情を聴取し、これに対する対策についての意見を徴しました。これは今後問題となるべき売春等処罰のための立法に関しまして有益にして貴重な参考となるものと思料せられ、また次第でございます。

なお、売春関係を除く他の三項目につきましては、専ら静岡市におきまして当該関係官庁において調査又は視察を行い、所期の目的を達して帰京いたしました。

ましたのごさいます。調査内容につきましては非常長に長うございまして、別紙調査報告及び参考資料によつてこれを報告することとしたしまして、簡単に右の通り申上げる次第でござい

○委員長(郡祐一君) 只今の両君の御報告に対して御質疑はございませぬか……別に御質疑もないようでありますから、本件はこの程度にいたし

○委員長(郡祐一君) 次に最高裁判所関係昭和二十八年年度予算につきまして最高裁判所当局より説明を願います。岸上経理局長。

○説明員(岸上康夫君) それでは最高裁判所所管の昭和二十八年年度予算の概要を御説明申上げます。

先ず裁判所の所管の二十八年年度予算経費要求額の総額は八十七億一千四百九十七万一千円でありまして、これを前年度の補正予算を含めました予算額七十五億八千三百八十八万四千円と比較いたしますと一億三千七百七十八万七千円の増と相成つております。

この経費の中で主なもの事項別に申上げますと、先ず第一は、最高裁判所それから下級裁判所の機構の維持及び経常的な行政事務の所要経費といたしまして六十二億五千六百四十三万七千円と相成つております。これは事項別に分けますと、最高裁判所自身の分は七億三千六百六十九万八千円、高等裁判所が五億二千五百四十五万七千円、地方裁判所が三十七億二千三百二十万二千円、家庭裁判所が十二億七千二百二十六万四千円と相成つております。

第二は研修費関係でありまして、裁判官、司法修習生、裁判所書記官その他の職員の人格の向上、それから司法に関する理論、実務の研修というための経費、それから裁判所書記官の調書作成の効率化を図る目的でステノタイプライターによる速記の方法を裁判所の職員に研修させる、そういうことのためのいわゆる研修費関係の経費でありまして、二億九千八百五十二万四千円計上されております。

第三は、いわゆる法廷警備関係でございまして、労働事件、公安事件等の法廷闘争に対処して、法廷の秩序を維持し、審判の適正迅速な処理を図るために、いわゆる法廷の警備を強化するという必要があるもので、その関係の事務費、それから出張旅費等といたしまして九百一十一万一千円が計上されております。

第四は、いわゆる裁判所関係でございまして、国選弁護人の報酬、それから裁判所の証人、鑑定人及び調停委員等の旅費日当の経費といたしまして、十一億六千八百五十九万九千円が計上されております。

第五は、裁判所官給工事務費といたして、庁舎の薪費といたしまして六億五千八百五十万九千円、それから裁判所の各所の増築、修繕、それから敷地、建物の買収費等といたしまして一億二千五百二十九万九千円が計上されております。

第六は、裁判所法の規定に基づきます裁判所予備費といたしまして八百萬円が計上されております。これが今申上げました予算の事項別に見ました主な分類であります。大体以上であります。

○委員長(郡祐一君) 本件につきまして御質疑のおありのかたの御発言を願います。

なお、申し添えておきますが、本日は他の局長は所要のため出席いたしておりませんので、経理局長より答弁いたしかねる問題については後日答弁をいたさせることにいたしたいと存じます。

○亀田得治君 三の法廷警備を強化するに必要な費用ですね。この中で九百一十一万一千円、これは主としてどういう費用ですか。細かく……

○説明員(岸上康夫君) 内容は主なもの申上げますと、警備手当、つまり職員が警備につきました場合の警備の手当、それから職員の出張旅費、これは警備のために特に臨時に他の省へ応援に行く場合の出動旅費、それから会議費、これは警察官に対する、まあ食糧費といいますが、茶葉を出して打合せをするというふうなもののための費用、そういうものが主なものであります。

○亀田得治君 警備手当というのは普通の給料のほかに出すわけですか。

○説明員(岸上康夫君) これは職員が警備いたしました場合に、危険を伴う場合、具体的に申しますと、例えば洋服が破けた。或いはそういうふうな場合でございまして、そういう危険を伴うような警備に当つた場合の危険の手当といえますか、という意味で支給するということに相成つております。

○亀田得治君 洋服が破れた場合はわかるのですが、そういう実害がなくとも一応出して行つていくわけですね。

○説明員(岸上康夫君) これは警備に当つた場合、すべての場合に出すとい

うことでなしに、危険な警備に当つた場合に、その危険を各所属の長において認定いたしまして、その時間と申しますか、その額に応じて出しております。

○亀田得治君 それでは大体年間何名ぐらい延べで予定されておりますか。

○説明員(岸上康夫君) 本年度予算に計上されております数は、全国におきまして、一年間でそういう危険を伴う警備の時間を見込むであります。三十七万四千四百四十時間というものを積みまして、一時間当たり十円という単価でやつております。

○亀田得治君 もう一つ、ステノタイプライターですが、これは経費が出ておりますが、これは今年一ぱいに全部研修をさせて、そうして来年から何かこう逐次切換えて行く。そうしてその備品も揃える。何かそういうふうになつておるのですか。

○説明員(岸上康夫君) これは現在やつておりますのは書記官研修所でそういうことをいたしておりますが、二年計画でございまして、そこで二十七年、つまり昨年ですと、昨年度に百名、それから今年更に二十八年度に百名というものを募集いたしまして、要するに二年間研修いたしました。そして二年後にそれが出まして実務に携わる、こういう構想でございまして、ですから昨年二十七年の十月から入所いたしました。これは結局二十九年十月に百名実務に携わります。こういうことに相成つております。

○亀田得治君 全国の裁判所関係に行き渡るは大分先になりますね。いつ頃の見込みですか。

○説明員(岸上康夫君) これは正確に

計算をいたしておりますが、先ず事件の多いところ、むずかしい事件のところから逐次やつて参ります。これは書記官との関係もございまして、現在書記官がやつておりますのは、それを逐次そういう能率的なステノタイプに変えて行く、書記官は主として記録の作成及び記録の保管その他の手続上のほうに保管をさせて行く。このほうはステノタイプを設備したものの逐次やつて行くという意味でありますから、全国的にこれをやると、正確には私は承知いたしません。相場の期間を要するのではないかと申してあります。

○亀田得治君 大体の見当はわかりませんか。

○説明員(岸上康夫君) それはちよつと私今専門じゃないものですから、あとで……

○亀田得治君 後の機会においてでもいいです。これは非常に大事なことで

○説明員(岸上康夫君) 調べまして御答弁申上げます。

○赤松常子君 最初の増額の中の家庭裁判所の十二億七千余万円の増額は、主にどういふものでございませうか。事件のための増加でしょうか。

○説明員(岸上康夫君) 今申上げました家庭裁判所の十二億七千二百二十六万というものは、これは増額ではございませぬので、二十八年度の家裁裁判所関係の経常的な経費の総額でございまして、その主なものは人件費でござい

○赤松常子君 前年度と比較してどのくらい増しておりますのですか。

○説明員(岸上康夫君) 前年度の同種類

の経費、つまり家庭裁判所の機構に

関する経費と比較いたしますと、約二億ほど増えています。この内容の主なもの、人件費のペース・アップによる俸給の増加というのがその主要部分でございます。

○赤松常子君 その次の二番目の裁判官司法修習生その他でございますが、最近、婦人の採用がだん／＼増えて来ておりますことは、私非常に嬉しいことと思っておりますが、ちよつとこれと関連して、今どのくらい婦人がこういうところに出ておられるか、採用されているか、それをちよつと伺いたいでございます。

○説明員(岸上康夫君) ちよつと今はつきりした数字を覚えてませんので、あとで御連絡いたします。

○赤松常子君 後に又よくお調べ下さいまして……そして婦人がこういう職場に道しているかどうかということも、若しおわかりでしたら詳しく御報告頂きたいと思っております。

○宮城タマヨ君 この家庭裁判所の経常費は十二億七千二百六十六万四となつておりますが、これの中に新しくできまして家庭裁判所の庁舎の建設費が入つておりますのですか。

○説明員(岸上康夫君) 庁舎の建設費のほうはこちらに入つておりませんので、五番目の営繕費のほうに含まれております。そこでこの営繕費のほうに入つており家庭裁判所関係の新営、新しく造るといふ主なもの、大阪の家庭裁判所の庁舎の新営費と、仙台の家庭裁判所の新営費、これはいずれも前年度、或いは前々年度からの継続工事でございますが、大体二十八年度で一応使えるようにするという見当でございます。

○宮城タマヨ君 新しく計上されております家庭裁判所の庁舎はございませぬか。

○説明員(岸上康夫君) 前年度の継続工事以外に、新しく家庭裁判所の庁舎として建てたのはございませぬ。

○宮城タマヨ君 これは大体の方針といたしまして、地方裁判所と家庭裁判所を分離するといふような……そういう御意思は強くないのでございませぬか、如何ですか。どういふわけか、新しいものが計上されなかつたのでございませぬか。

○説明員(岸上康夫君) 家庭裁判所の庁舎につきましては、家庭裁判所といふものの性質から見まして、できません、つまり私どもとしての理想は、庁舎を別々に建てて行きたいという理想は、これは前から変りないのでございませぬが、ただ御承知のように、地方裁判所、或いは支部、或いは又新たに殖える簡易裁判所といふようなもの、庁舎の新営、或いは大修繕といふようなものが相当ございまして、いろいろ苦心しているのございませぬが、二十八年度の予算の総額の範囲内では、ほかの庁舎との振合上、家庭関係は今申上げましたような二箇所しかどうしでも認められないというふうな状況でございます。将来は勿論できるだけ努力いたしまして庁舎を建てて行きたい、これは変りはございませぬ。

○宮城タマヨ君 この前年度から継続してあります大阪、仙台家庭裁判所にどのくらい……七億の中に計上されておりますのでございませぬか。

○説明員(岸上康夫君) 今の二箇所を合計いたしました一億六千四百三十万でございます。

○宮城タマヨ君 大体大阪、仙台といふのは大きいところでございませぬか。大体において一個所どのくらいな予算で今までできておりますか。

○説明員(岸上康夫君) これはございませぬ、主として人員、その職員数、或い事件数といふふうなものによつて変わるわけでございますが、裁判所のほうとして、こういうふうなものを建てたいという希望と、従来大蔵省のほうでこれくらいが適当だということ、この間には若干相違はございましたが、折衝の結果、今申上げた数字につきましては、折衝の結果、今申上げた数字にきまりましたのでございませぬ。大阪の家庭で申上げますと、大阪の家庭は千八百坪、仙台が九百三十坪といふことで今の予算が組まれておりました、大体その見当で実施をいたす予定でございます。

○宮城タマヨ君 新築された広島島や熊本でございませぬ、これはこの間私行つて来たばかりでございますけれども、なか／＼立派なものができておられますが、これはどのくらいかかつておりますか。

○説明員(岸上康夫君) ちよつと今急で覚えてませんので、あとで又すぐに御連絡いたします。

○宮城タマヨ君 と申しますことは、非常に立派に越したことはございませぬけれども、今一番の大事なことは、とにかく地方裁判所と家庭裁判所を分離して、建物も分離して、所長も別分長を立てるといふことが私ども一番問題だと思つております。そこで今年の予算に庁舎も新らしいものが計上されおられますか、それとも大蔵省がそれを建てるといふことに努力しないのでございませぬか、そこはどちらなんでしょうか。

○説明員(岸上康夫君) これは結局二十八年度の営繕費と申しますのは、事務的の折衝では、いろいろ私のほうで新らしい家庭裁判所を建てるといふ要求は勿論いたしましたのでございませぬが、財政状況等の関係から、裁判所関係の営繕費は、ここにありません七億九千万円以上は出せないということに相成りまして、そうなりますと、その範囲内で私どものほうといたしまして重点的にいろいろの諸般の事情を見まして、最も緊急度の高いところからやるということ、今申上げたような家庭関係は二カ所以上には手が伸びなかつた、こういう状況でございます。

○宮城タマヨ君 それから今一つ、これは小さいことでございます。裁判所の職員の研修に必要な経費二億九千八百万円と出ておりますが、これで実際は家庭裁判所の調査官なんか出張いたしますその経費や、それからこちらに滞在する費用なんかはどのくらいでございますか。

○説明員(岸上康夫君) 家庭の調査官の研修は十分には今のところやれておりませんが、本年度の予算の中には研修関係の旅費といたしまして約五百万程度の旅費が入つております。それから実際の事件につきまして出張して調査する、これは先ほど申上げました裁判費関係、四番の裁判費系統の中に計上されているわけでございます。

○宮城タマヨ君 これは昨年度よりも少し増加されているのでございませぬか。

○説明員(岸上康夫君) 今申上げました研修関係の費用、これは昨年度より僅か増えている程度でございます。まあ大体同額と御承知願つても結構でございます。裁判費のほうも大体昨年度と同額でございます。

○龜田得治君 人権擁護の関係の費用です。これは非常に少い、実際の実情から見ると少いというのを絶えず聞くのですが、どういふ見解ですか。

○説明員(岸上康夫君) 人権擁護と申しますと、只今は法務省関係です。裁判所とは別であります。

○加藤武徳君 極く些細な問題で恐縮なんです、が、営繕に必要な経費でありまして、地方の、例えば高等裁判所或いは地方裁判所が逐次新築されていまして、その大部分が立派なものになつてしまつておられる。こういう場合に、見て参つたのでございませぬが、家庭裁判所等におきましては、すでに老朽化してしまつておられるものも相当あり、場所によりましては教育上極めて面白くないものが相当あるわけでございます。現に私の知つております範囲でも一、二ございませぬが、特に学校の校内に裁判所が設けられ、同時に検察庁も設置され、これのために、手錠等をかけたまま校門をくぐらざるを得ないというふうな実情も私は承知をいたしております。すでに高等裁判所、或いは地方裁判所等は随分と立派なものになつておられるように見受けられておりますので、今後は老朽化した家庭裁判所、又位置が極めて不適当であつて教育上の見地等から、又事務能率を上げるという建前から、今後営繕等に相当力を

注がれて、新築、改築等を因つて頂きたいという事を私は希望といたしまして申し上げておきます。

○委員長(那祐一君) 特に御質疑ございませんか。……。ごいませんければ本件はこの程度にいたします。

○委員長(那祐一君) 次に、法務省関係昭和二十八年年度予算について政府当局の説明を願います。
○政府委員(天野武一君) 法務省所管の二十八年年度一般会計予定経費について御説明申し上げます。昭和二十八年年度法務省所管の予定経費の要求額は、百八十六億八千九百六十九万六千四百でございまして、前年度の予算額百七十七億六千九百六十七万五千円に比較いたしますると九億二千二百一十千円の増加になります。お手許にお配りいたしました表で御覧願いますと、その組織別の前年度との比較、それから項別比較が出ておまして、只今申し上げましたのは、その所管の合計について申し上げたわけでありませぬ。

かような増加を見ておりまする主な部分は、実は昨年の補正予算で計上されました給与ベースの改訂に伴います人件費によつて占められております。総予算額の五割ちよつと超える額が人件費ということになります。なお使途別にこれを申し上げますと、旅費は十億七千二百八十五千円、それから物件費が各組織を通じて六十二億一千六百二十七万八千円、それから施設費や、それから公安事務関係の無償施設整備の費用など入れまして、九億八千八百七十六万八千円、それから補助額これが三億六千四百六十六万六千円、その他が三億九千九百八十八万一千円ということにな

つております。
先ず使途でございませぬが、予算定員について申し上げますと、前年度末の四万四千八百五十七人に比しまして四万五千三百七十四人、即ち五百十七人の増員を見ております。これは一方にございまして大臣官房で十人、それから矯正の職員で九十三人を減員いたしました。他方保護観察所の保護観察官で九十三人、それから入国管理の關係で入国警備官などを五百二十七名増員が認められましたので、その差引の結果そのようなことに相成りました。

一般的な問題といたしまして、既定経費に對しまして極力節減の方針がとられましたことは申すまでもございませぬ。例えば昨年すでに補正予算において旅費の一割、それから庁費の五割の節約をいたしました。その上更に今回一般的な行政費、補充経費を問わす旅費、物件費においておむね一割五分の節約を行なつております。そのでないものも、財政規模の圧縮という面から全面的に調整されております。従いまして實質的に見ますると、交通費の値上り或いは通信費の改訂等によりまして予算の運営は依然として窮乏であらうということを感じております。先般來突は種々の會議等におきまして、今後紙一枚、鉛筆一本の節約にも心がけようということをお合せている次第であります。何分法務省の予算はその仕事の性質上、昨年度に引続いて恒常的な経費によつて占められておるものがすべてと言つてよろしいのであります。特別の政策による新規の事業というふうなものはないわけでございます。尤も昨年七月一斉に実施いたしました例の住民登録でござ

いませぬが、これはその実施當時初度的な事務がありました。本年度はもういふものもありませんので、そういうものは経費として落ちております。特に前年と異なるもの、特色のあるものを申し上げますと、次に申し上げるようなことになりませぬ。

一つは、本年ございまして衆議院議員選挙、それから参議院議員通常選挙、これの選挙法規の違反事犯の檢察を行いますために、本省の刑事局それから檢察庁を通じて暫定予算におきまして八千三百七十一万一千円の予算が計上され、それを支出いたしました。すでに支出にかかつておりますのでここでは説明を省きます。

それから次に本年度の新しい構想といたしまして、成人でありますところの刑の執行猶予者に対して保護観察制度を実施するという事を考へております。これは短期自由刑の弊害を除きまして、更に再犯を防止するための施策として数年來研究をいたしました。法制審議会におきましても採用を議決されたのでございまして、いよいよ近い時期に、政令で定める時期によつてその実施に着手することになつております。そのための所要の關係法律の改正案等国会の御審議を受けることにならざるを得ないと思つて、保護観察所におきましては、觀察の対象者の輔導援護等に必要なる旅費でございませぬが、輔導關係の諸費用、更生保護の委託等の経費八百九十八万三千円を計上いたしました。

それから果鴨ブリズンの關係でございませぬが、これは平和條約第十一條によりまして刑の執行及び赦免等に関する法律の規定に基き果鴨刑務所在者

の仮出所、赦免、減刑等の審査、それから關係各回への勧告を行なうため、在所者の環境の調査その他報告用の各種の調査資料の作成等が必要でございませぬが、その経費九十三万六千円を見ております。

次に法務局關係では從來出張所、いわゆる登記所、俗に言う登記所でございますが、の職員に對しては予算上超過勤務手当は認められておりませぬが、漸く昨年度において六大都市の出張所の職員に限つて一カ月五時間だけの超過勤務手当が認められましたが、二十八年度におきましては出張所の職員全員に對してその超過勤務手当を認められるだけの予算を計上いたしました。金額では極く僅かでございますが、私どもとしては多年の念願の一端がここで達成されたということ、今後ますますこの方面に力を尽したいと思つております。

それから刑務所、これに拘留所、少年刑務所を含めまして刑務所、それから少年院、少年鑑別所等におきまして収容者の収容に必要な経費並びに刑務作業に必要な経費、これは前年度の五十億二千七百四十一万四千四百八十八億七千九百四十五万四千円に減少いたしました。この内訳を申し上げますと、刑務所の収容費では九千二百二十三万四千円減、少年院の収容費は逆に三千七百三十一万八千円増、少年鑑別所収容費は一千四百八十八万八千円増、それから刑務作業費は一億三百四十五万二千円減といふことになりませぬ。これは刑務所の収容費に對しては収容人員が前年度の十万人に對して九万二千八千人を見込んでございませぬ。食糧費等の単価の値上りがありましては総額において減少

するということになつたものであります。なお、少年院と少年鑑別所の収容人員は前年度と同様に少年については三十一万二千八人、鑑別所につきましては三十一万二千八人を見込みまして、そのために必要な諸費、被服費、それから炊事用の燃料費、衣料費、教化費、又は鑑別費を計上してございませぬ。刑務作業につきましては、作業用の機具の整備、それから二十八年度におきましては収容人員の減少ということから、総額では減少いたしました。が、作業収入のほうは作業費の減少にもかかわらず収入歩合の増加等いろいろ工夫いたしました。前年度より若干の収入増を見込みまして、その結果前年度の十八億三千七百四十九万四千九百九十九万六千四百三十九万四千円増といふことになつております。

それから前年度の当初予算では外務省の所管になつておりました入国管理事務關係のものが、本年度は法務省の所管に計上されております。最初に申し上げました入国警備官等の増員五百二十七名のことを申し上げましたが、この入国管理關係の事務は本年度において大いにこれを補強することが政策的に考えられてございませぬ。現在大村に大きな収容所がございませぬが、この収容能力も実はせいぜい七百名ばかりでありますために、今後の強制送還や収容措置の強化促進といふことが行われませぬ。甚だしい手不足を感じるというために、昨年度の補正予算を以てしまして第二の大村収容所を建設中でございます。完成も間近のことになつております。他方これらの施設の収容者のために必要な諸費、それから炊事用の燃

料費、衣料費、教化費、又は鑑別費を計上してございませぬ。刑務作業につきましては、作業用の機具の整備、それから二十八年度におきましては収容人員の減少ということから、総額では減少いたしました。が、作業収入のほうは作業費の減少にもかかわらず収入歩合の増加等いろいろ工夫いたしました。前年度より若干の収入増を見込みまして、その結果前年度の十八億三千七百四十九万四千九百九十九万六千四百三十九万四千円増といふことになつております。

料費、衣料費など、それから被退去強
制者の送還のための船をチャーターす
る用船料などにつきまして、前年度に
対しまして六千八百八十万六千四百増の二
億一千四百四十二万七千円が計上され
ております。

次に昨年度の途中から発足いたしま
した公安調査庁でございますが、こ
では職員を増加を本年度行なつてお
りませんが、旅費や研修費やそれから物
的施設の整備という面で強化しよう
ということになりまして、前年度から二
億七千四百七十一万五千円増の六億六
千三百十五万円がその経費となつてお
ります。

施設費の関係は、これは前年度に引
続きまして法務省所管の諸施設の新設
或いは移転整備、それから買取等を行
いますために十億六百七十一万円を計
上してございます。これは昨年度に比
べますと七千四百四十四万円の減額で
ございますが、そのほかに建設省の所管
の施設費の中にある本省でございま
すとか、法務局関係或いは公安調査庁そ
れから入国管理局関係のもの併せまし
て二億二千二百八十一万八千円が計上
されておりますので、これを加えます
ると十二億二千九百五十二万八千円と
なります。それでも前年度建設省所管
の計上額を含めまして一億九千九百六
十七万五千円の減でございます。

そのほか細かいことになりま
す。この国会で司法試験法の一部を改
正する法律案の御審議を願いますが、
そういうことに伴う若干の予算等がご
ざいと思いますが、細かいことは予算の参照
書などに出ておりますから一応省略い
たします。

以上法務省所管の歳出予定について

申上げましたわけでありまして、終り
に歳入の関係について一言申上げてお
きます。昭和二十八年年度の法務省所管
の歳入予算額は三十二億三千二百二十
九万七千円でございます。前年度の
予算額の三十億五千三百三十五万五千
円に比較いたしますと、一億七千八百
九十九万二千円の増加となります。こ
の中には刑務作業収入及び製品等の売
払収入を併せました官業収入、これが
十九億二千九百九十五万五千円、罰金等の
懲罰及び没収金七億九百七十三万九千
円を含めます。いわゆる雑収入、それ
から政府資産整理収入が含まれてお
ります。いずれも過去の実績成績等を基
礎として算出したものでございます。

なお、従来法務省は解散団体財産売却
処理の関係につきまして特別会計を持
つておりましたが、これは二十八年度
から一般会計に含まれることになり
まして、前国会で解散団体財産収入金
特別会計法が廃止されたことは御承知
と存じますので、説明はこの程度にい
たしておきます。

○委員長(野野武一君) 今お話になつた
事務の概略、前年度と比較いたしました
主な点というのは印刷物の御用意は
ありませんか。他の委員の諸君の御参
考にもなろうと思ひますから、作成し
て至急御配付願ひいたします。

○政府委員(天野武一君) かしこまり
ました。

○加藤武徳君 只今最後に御説明願つ
た法務省関係の歳入であります。昨
年度の歳入予定額よりも本年度は一億
数千万円増加いたしておるようであり
ます。内訳の只今の官業収入の十九
億二千九百九十五万五千円は前年度と
の比較は如何よ
うに相成つておりましたらうか。

○政府委員(天野武一君) 昨年度は十
八億一千三百九十九万五千円、今年
は一億六千三百三十万増えました。
○加藤武徳君 只今伺つたように、官
業収入の面でも一億数千万円増え
見込んでおられるようであります。と
ころで刑務作業についてであります
が、受刑者に対する職業補導にも
つと重点が置かれなければならない、
こういう工合に私は考へておるのであ
ります。ところが実際の状況等を
伺つて見ますと、作業収益に余りに
も重点を置き過ぎておるために、受刑
者に対する職業補導の面に少々手が抜
かれておるのではないかと。十分な補導
教育ができておらないということを私
は案ずるのであります。勿論これは
大蔵省等との交渉の段階で十分御主張
なさつたことではございませうが、
受刑作業費は削減されておるにかかわ
らず、只今の官業収入等がむしろ一億
数千万円増になつておる。こういうし
ますならば、更に本年度は昨年度よ
りも補導教育の面で心配な点が多くな
つて来やしないか。このことを私は恐
れるのでございまして、今後受刑者に
対します職業補導に十分な力を注ぐ
という点からも、この点を考慮に入れ
て主務省と御折衝願ひたい、こういう
工合に考へております。

それからいまいつ少年院につきま
して伺つて見たいと思ひます。只今少年
院が全国でいくつ設置されておるん
か。又御承知の少年院から退院いたし
ます少年は、父兄若しくはこれに代
る者が少年院に参りまして連れて帰ら
なくては行けないのであります。地
形的に極めて不便なところ等では、こ
の点が難渋をいたしております。で、

只今少年院が設置されておらない府県
が御承知の通りか、この点も合せ
てお示しを願ひたいと思ひます。
○政府委員(天野武一君) 先ず少年院
の敷地はありますが、お手許に配りまし
た法務省機構という早わかりがござい
ますが、そこに矯正正区というところ
に少年院つまり昭和二十七年六月まで
の四十五と置かれておりましたが、これは
五十六でございまして、少年院五十六
と、それから分院の十一とありますの
は本院に昇格したのがありますので、
現在八つになつております。つまり少
年院五十六の、分院八であります。各
府県について申し上げますと少年院のな
いところは無いと思ひます。

○加藤武徳君 只今の御説明で少年院
は五十六、分院が八つ、合計六十四と
いうことはよくわかりました。先ほど
申上げました少年院に収容いたしてお
ります少年が退院いたしました場合に
の、刑務所等におきます取扱いと異
なる点を考慮に入れなくてはいかんと
思ひます。御承知のとおり、只今設置され
ておらない府県がございまして、現に私も承
知いたしておりますが、こういう県
等へは早急に設置なさるような運びを
私は希望いたします。

それから少年院の少年に給与いたし
ておられます被服の問題であります。こ
れは極く些細なことではございませ
んが、最近私たちが国政調査のため少年
院を視察いたしました際に、刑務所に
おきます受刑者と同じ色の被服、具
体的には何と申しますか、曾て赤い背
物と赤いおつたこれに代りまして青
い背物を着ておる。青い服を着ておる
のであります。少年院におきます
少年の教育に重点を置く特殊事情等

を考慮せられまして、被服の色等を刑
務所におきます受刑者等と異にし
る、そうして受刑者ではないのだとい
う意識を少年自体に持たせることが私
は必要じゃないか、こういう工合に考
えておられますので、この点につきま
しての御意見があれば承りたいたいと思
ひます。

○政府委員(天野武一君) 今の加藤委
員のおつしやいましたこと、一々御尤
もと承りました。よく原局たる矯
生局等にも研究してもらひまして、御
要望に應えたいと思ひます。

○宮城タマヨ君 表の第二のところの
昭和二十八年年度要求額と前年度予算額
との比較というものは、保護観察所のと
ころは今年の総額が一億三千八百万円
余になつておりますが、これは非常な
増額でございまして、この内容はど
うとどういうことではございませう
か。

○政府委員(天野武一君) これは人件
費でございまして、
○宮城タマヨ君 それは今度提案にな
つておるかも知れないアダプト・プロ
ベクション・システムのそれをお見通
しになつての、アダプト・プロベイン
ジョン・システムのほうの手当でござい
ますか。

○政府委員(天野武一君) さうござ
いまして、
○宮城タマヨ君 それからいまいつ同
院を視察いたしました際に、刑務所に
おきます受刑者と同じ色の被服、具
体的には何と申しますか、曾て赤い背
物と赤いおつたこれに代りまして青
い背物を着ておる。青い服を着ておる
のであります。少年院におきます
少年の教育に重点を置く特殊事情等

を考慮せられまして、被服の色等を刑
務所におきます受刑者等と異にし
る、そうして受刑者ではないのだとい
う意識を少年自体に持たせることが私
は必要じゃないか、こういう工合に考
えておられますので、この点につきま
しての御意見があれば承りたいたいと思
ひます。

○政府委員(天野武一君) 今の加藤委
員のおつしやいましたこと、一々御尤
もと承りました。よく原局たる矯
生局等にも研究してもらひまして、御
要望に應えたいと思ひます。

○宮城タマヨ君 表の第二のところの
昭和二十八年年度要求額と前年度予算額
との比較というものは、保護観察所のと
ころは今年の総額が一億三千八百万円
余になつておりますが、これは非常な
増額でございまして、この内容はど
うとどういうことではございませう
か。

○政府委員(天野武一君) これは人件
費でございまして、
○宮城タマヨ君 それは今度提案にな
つておるかも知れないアダプト・プロ
ベクション・システムのそれをお見通
しになつての、アダプト・プロベイン
ジョン・システムのほうの手当でござい
ますか。

○政府委員(天野武一君) さうござ
いまして、
○宮城タマヨ君 それからいまいつ同
院を視察いたしました際に、刑務所に
おきます受刑者と同じ色の被服、具
体的には何と申しますか、曾て赤い背
物と赤いおつたこれに代りまして青
い背物を着ておる。青い服を着ておる
のであります。少年院におきます
少年の教育に重点を置く特殊事情等

とを含みます。

○宮城タマヨ君 新らしく造る予定のものはいくつございませうか。

○政府委員(天野武一君) 場所はまだ確定しておりませんが、大体四カ所を予定しております。

○龜田得治君 先ほどちよつとお聞きしたのですが、人権擁護局関係の費用ですね、これは非常に少い。そして法務省は随分そういう方面には消極的だということが、これはもう忌憚なく言われておるのですが、どうでしょう。

○政府委員(天野武一君) 人権擁護関係の面は、経費の点でもなか／＼取りにくいのでございまして、思うように参りません。実は昨年度の機構改革のときに人権擁護局自身の存在も危なかつたようなわけございまして、今人権擁護局として組織は残っております。実は人権擁護局は現在全国に人権擁護委員というものを三千五百名ばかり置いて連絡をとつて、民間のかたがたの力を借りて仕事をしておるような有様でございます。これを更にもつと網を拡げまして、一万余りつと、この五倍くらいにはもつて行きたいというのが人権擁護当局の考えでございます。そうしたら、ます／＼予算の面でも併せて力を尽したいと考えております。

○龜田得治君 局としてはそういう考えは持つておるでしょうが、法務省全体としてこの考え方を受入れませんか、予算化されて来ないと思つて、法務省全体として、一人人権擁護局というものを予算の上に現われたところから見ても監視しているというふうに感ずるのです。その点の一つ忌憚

のない状況を御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(天野武一君) 経理の面におきましては、人権擁護局を決して軽視いたしておりませんで、非常に予算的に弱しい、なか／＼予算が入りにくいものですから、経理担当局としては非常にこの点力を入れておるのでございしますが、なかなか思うように参りませんで、甚だ遺憾な状態にあるわけでございます。

○龜田得治君 それでは具体的にちよつと聞きますが、今年予算で擁護局関係の経費は幾ら要求されたのですか。それに対して結局幾ら認められてここに提出されておるのですか、その点一つ伺いたい。

○政府委員(天野武一君) 人件費などにおきまして、人件費関係の大きなものは、一つは人権擁護委員制度の運営に必要な経費、もう一つは人権侵犯事件の調査に必要な経費でございます。それで最初の人権擁護委員制度の制度の運営に必要な経費、これは法務省といたしまして事務局で大蔵省のほうへ要求いたしました額は三千七十万一千円、これが今年予算の上では二百八十五万一千円と相成つております。それから人権侵犯事件の調査に必要な経費、それを事務局で要求いたしました額は二千六百九十九万八千円、これが七百七十五万七千円ということになつております。

○龜田得治君 法務省全体の要求額は幾らですか。

○政府委員(天野武一君) 法務省全体の所管の経費として大蔵省に要求いたしましたのは三百六十三億三百六十九万八千円、つまり二十八年度予算とし

て御審議願つております額の約倍ということになつております。

○龜田得治君 公安調査庁関係の費用が大分殖えて来ておりますが、殖えた理由はいほど御説明がございましたが、調査庁全体に対する考え方を伺ひたいのです。というのは、当初法律が作られた頃に比較してもつと拡充して行かなければならぬという考え方のなか、その当時と同じ程度の考え方のなか、或いはもつと縮小してもよいという考え方のなか。

○政府委員(天野武一君) 公安調査庁につきましては、まだ出発が間もない役所でございますし、それから破壊活動防止法の事務がその主な仕事になつておりました、人などにつきましても、原局は増員要求などもございしますが、増員は今度我慢してもらひまして、専ら今おる人もつとよく研修し、更にもつとよく活動するように、つまり今ある陣容によつて中身を充実しようという方向に考えております。

○龜田得治君 今ある人員では余り十分な仕事はできないのですか。

○政府委員(天野武一君) 実際の仕事の内容に私立ち入つたことをよく存じませんが、非常な手不足を、つまり千七百名程度でございまして、これを全国にばら撒きますと非常に少いで、手不足を感じております。

○赤松常子君 先ほどの御説明の中につちよつと不明瞭で私聞き取れなかつたのですが、超過勤務の増額を考へていらつしやいませうか、あれは一月の単位でございませうか。

○政府委員(天野武一君) 先ほど超過勤務手当について申上げたのは、いわゆる登記所、つまり法務局の出張所の

ことを申上げたのでございまして、従来、二三年前までは出張所については全然超過勤務手当を認められていなかつたのでございまして。それを出張所も認めてもらおうということで、だんだんに予算が入つて来ておるといふことでございます。

○赤松常子君 それが一時間というところでございますか。

○政府委員(天野武一君) さようでございませう。

○赤松常子君 一日ですか。

○政府委員(天野武一君) 一月でございませう。

○赤松常子君 ほかのかたは超過勤務はきちんと出ておるのですか。

○政府委員(天野武一君) ほかも予算的には月何時間というふうなことで実に入つておりました、実際の超過勤務時間と、まあざつとばらんに申しますとマツチしないというのが現状でございます。

○赤松常子君 私最近ちよつと関係がございませう青年囚の問題でございませうけれども、二度、三度出たり入つたりしておられますが、一応刑を終えて出られて、そうして或る民間の保護団体ですか、それにまあ一応引き取られていたのですが、ところがそこが該にお粗末でございまして、どうも十分お世話をなさつて頂けなかつたと思つたので、そういう民間の保護団体にほのくらの補助というものがあつたのですか。

○政府委員(天野武一君) 民間の保護団体のお話でございませうが、民間のかたがたに対する予算上の手当といったしましては、一つは例の保護司という制度がございまして、保護司のかたが

予算的には五万二千五百人いらつしやることになつておりました、五万二千五百人に対して一人当り五百円の謝金と、それから更生保護の委託費と申しまして、これは実際滞りさせたとか、或いは食事を与えたいという仕事をなさいませうので、そういうことをこちらでお願ひした費用として、これは総額でございませうが、二千五百二十万の予算が入つております。それから又保護司のかたが通信その他実費をお使ひになつたので、その実費弁償金といたしまして、これが八千五百八十二万七千円でございます。それからこの保護会自身の実際の経理的な運営のために事務費がおり用ですし、それから施設などに手を加えることが御必要でございませうから、その関係で二千三百三十四万四千円を補助費として計上しております。

○赤松常子君 一人に幾らということではございませんか、基準はどうなつておられますか。

○政府委員(天野武一君) 実際の配りまします基準は、やはりお仕事に依つて差を上げることになつておられますので、名義は保護司でございませうが、殆んど御活動なさらないかたと、非常に犠牲をお払いになるかたと、非常に取つておられますが、実際の配賦はそういうふうになつておると思ひます。

○楠見義男君 さつき龜田さんから御質問があつた人権擁護関係の問題に関連して私も二三伺ひたいと思ひますが、人権擁護委員の拡充計画と申しますか、整備計画と申しますか、そういうふうな御計画は法務省はお持ちに

なつておつたように伺つておつたのでありますが、その計画はどういうふうになつておりましたか。

○政府委員(天野武一君) 人権擁護委員は、先ほど申しました通りに、三千五百名ほどおられますのを五倍に増まして、現在人権擁護委員というものは町単位までおられますが、各村まで及んでおられませんので、つまり村にも人権擁護委員を選んで頂くという事で、これを殖やすという事を考えておるわけでございます。

○補見養男君 それで昭和二十八年予算においては、その拡充計画が一部でも実現しておるのでしようか。それとも前年と変わらないのでしようか。

○政府委員(天野武一君) 前年と変わりませんが、二十九年度にはこれを計上するつもりであります。

○補見養男君 それから予算の中に人権擁護宣伝費というものが百数十万円ありますが、これはどういふような宣伝をやるのですか。

○政府委員(天野武一君) 一つには、世界人権宣言の記念行事のときの人権思想の宣伝、それから平時の各地に人権相談所などを設けたりしまして、人権思想を普及するといふようなことになつておりますが、御覧の通りの非常に僅少な費用でございますので、地元で非常な御負担をかける、各府県に御負担をかけるというふうなことで、非常に工夫に難渋しております。

○宮城タマヨ君 保護司の待遇のための増額がされましたか。

○政府委員(天野武一君) 保護司の待遇につきましては、この二十八年度予算で、僅かに保護司を研修して更に活動して頂くという経費、これが二百

三万八千円ほど計上してございます。○宮城タマヨ君 そすると、先ほどおつしやつた謝礼は一人五百円くらいで、それから一件に対してどのくらいの手当がございませうか。今までは二百二十円くらいのものでしたけれども……

○政府委員(天野武一君) 実際お配りするときに、一件がどうなりますか。わかりませんが、予算の配り方としましては、先ほどちよつと申上げましたように一人幾らという事で単価が書いてございまして、それが件数になります。この予算の配り方は、例えば今申すように謝金がお一人五百円、それから実費弁償金六百三十五円という事でございまして、それを一件にしましたらどうなりますか、今度具體的の資料を以てお答えいたします。

○宮城タマヨ君 実際に渡して頂くますのは件数によつて一件何円、たしか百二十円くらいになつてゐるんですか、それは本当は殆んど保護司に渡つておらんのでございませうね。そこいらろいろの検討してみなければならぬ問題がたくさんあると思つておられますけれども、それは今追及しないことになつたとしても、これはどういふよう、当局としてはもう少し増額しなければならぬといふような御意図はございませうか。

○政府委員(天野武一君) これは非常に私どもとして増額を要求しておるのでもございまして、少くとも民生委員ともバランスがとれていないといふことでやつておるんでございませうが、人数が多いせいでございませうか、なか／＼これが入りませぬのでございませう。

○宮城タマヨ君 それで民生委員がその土地々々で電車のバスなんか出ておられますけれども、保護司はその取扱ひも受けておられませんし、実際から申しますと、葉巻代も足代も殆んどないといつたようなことで、この一番大事な保護司活動が非常ににぶる一つの元はここに原因があるといふように始終終へておられますので、この点一つ考えて頂きたいと思ひます。

それで今一つこの第二の表の前年度と今年度との予算の要求額の表でございませうが、それでこの法務研修所それから矯正研修所でございますね、これちよつと九百万円ばかり、両方合せますと増額になつておられますが、これはどういふところに充てられる増額なんでしょうか。

○政府委員(天野武一君) やはりこの増額は人件費の増に伴うものでございませう。○宮城タマヨ君 人件費の内容はどのなんですか。

○政府委員(天野武一君) これは基本給が上りましたので、それに伴いまする諸手当、それから超過勤務手当がそれを基準としまして自然に増加された額を計上したわけですね。○宮城タマヨ君 そすると研修に要する出張旅費といふものはこの中に入らないんでございませうか。

○政府委員(天野武一君) 研修生の旅費は入つております。旅費は若干殖えておりますが……○宮城タマヨ君 この間聞いて驚いたんですが、滞在費がたつた僅かに二百円だそうでございませうが、こゝろいふことも私どうかと思ひますがね。二百円でまあ東京に一日いる、それがかなり

長い期間でございませう。そうするとやはりこの研修するために持出さなければならぬといふことは、これはどうでございませうか。

○政府委員(天野武一君) 実はこゝろいふ研修生の場合の旅費につきましては、一般の出張と違ひまして定額旅費という支給の制度をとります。それでその宿泊所も法務省で持つておるまあ寄宿所というふうな所に入れますして食事をお賄いする結果この宿費だけのものは出ない、こゝろいふことになるわけですね。勿論たくさんやりたいのでございませうが、そういう施設をも提供してゐるといふことで入らないわけですね。

○宮城タマヨ君 その施設では一日百三十五円くらいで賄えるといふ話で、そこに僅かばかりの余裕があるといふことを言へば言えるのでございませうけれども、こんなこともどうでございませうか。じゃそれもこの増額で一部分恐らく潤おうわけなんでしょうか。

○政府委員(天野武一君) 法務研修所で申しますと、前年度より旅費の点では二百万ほど殖えております。○亀田得治君 公安調査庁の費用六億幾らですね、これは大蔵省に対する要求額に対する割合はどれくらいなんですか。

○政府委員(天野武一君) ちよつと今その要求の数字を持つておられませんので、調査してお答えいたします。○亀田得治君 それから昨年の人権擁護関係の費用は総額幾らでしたか。のちほどでもいいのですが……わかりませうか。

○政府委員(天野武一君) 人権擁護関係の経費は人件費、これは別にいたし

まして、本省の局の場合とそれから地方ではこれを法務局の人権擁護関係の担当課でやつておられますので、二つに分けて申上げますと、本局のほうでは昨年度が二百七十六万四千円、これが二十八年度はそれより十九万六千円増の二百九十六万四千円、それから法務局の二百九十六万四千円、それから法務局の關係につきましては、先ほど申上げましたのですが、人権擁護委員制度の運営に必要な経費は、これは昨年度の三百六十五万八千円に對しまして例の一般の節減の影響を受けておまして、二百八十五万一千円に減つておられます。それから人権侵害事件の調査に必要な経費、これは昨年度六百三十三万二千円に對しまして、百六十二万五千円の増額の七百七十五万七千円、かようなことになつておられます。

○赤松常子君 一つお願ひしますが、先ほど婦人の法務関係にお出になつたかたの数字、それから婦人がお出になつて今年で八年或いは四、五年といふ年月でございませうが、その間のお働きのなつた御成績とか、或いは将来そういう職場に適しているかどうかといふような御経験からの意見をちよつと加えて頂きたいと思ひます。

○政府委員(天野武一君) 法務省所管に婦人のかたのお働きのなつていらつしやるのは、古い分野では刑務所の女看守、看守のかた、これは古くからいらつしやいます。それから一般の事務職員にもおられますが、特に新しい現象としては、検事に婦人が任官していらつしやるようになりなりました。まあ今の事務官とか看守の点は詳しい数字はわかりませぬから今申上げかねますが、検事について申上げますと、千葉と京都と福岡に各一名づついらつし

やいまして、非常に活躍していらつしやるようなわけでございます。

○赤松常子君 ちよつと私何つたこと、やはり家庭をお持ちになつていらつしやいます関係から、その御主人との仕事との関係で非常な場合もあるけれども、適性をお持ちになつていらつしやつても、なか／＼何といひますか昇進ができないというようなこともちよつと聞いたのでございます。それはそれといたしまして、今やつていらつしやつての成績と、それから将来の見通しを一応まとめて御報告に附加えて頂きたいと思つております。

○政府委員(天野武二君) それではよく人事課とも相談いたしまして報告書を作ります。

○委員長(野村一君) 他に御質疑ございませぬければ、本件はこの程度にいたします。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(野村一君) 速記を始めて。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

五月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦犯者の釈放に関する陳情(第一二二号)

第二二号 昭和二十八年五月二十二日 日受理

戦犯者の釈放に関する陳情 陳情者 大分県議會議長 岩崎 實外一名

講和條約が発効して既に一年を経過した今日戦争受刑者はいまま抱禁されたままにあるから、来る六月二日英國

女王陛下の戴冠式が挙行されるのを機に戦犯者が恩恵に浴するよう、エリザベス女王陛下ならびにチャーチル首相に対し強く嘆願の措置を講ぜられ、すみやかに戦犯者釈放の実現を図られたとの陳情。

六月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦犯者釈放に関する請願(第四八四号)

第四八四号 昭和二十八年六月五日 受理

戦犯者釈放に関する請願 請願者 山口市山口県庁世話課内 高橋忠治外二十名

紹介議員 中川 以良君

終戦後八年講和独立後一年の今日不合理なる軍事裁判の結果がなお旧状のまま現実に放置されていることは遺憾であるから、(一)講和條約第十一條の廢止、(二)昭和二十八年一月二十二日の法律第四号による一時出所に関する改正法律の即時実施、(三)刑死者ならびに釈放者に援護法、恩給法の適用、(四)損害賠償の要求、(五)特派使節の派遣、(六)英女王陛下の戴冠式に際して国会の決議をもつて戦犯者を大赦の恩典に浴せしめるよう英政府に要請すること等の措置を講じすみやかに戦犯者を釈放せられたいとの請願。

六月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、航空機抵当法案

一、司法試験法の一部を改正する法律案

航空機抵当法案

航空機抵当法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、航空機に関する動産信用の増進により、航空の発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「航空機」とは、飛行機及び回転翼航空機で航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二章の規定による登録を受けたものをいう。

(抵当権の目的)

第三條 航空機は、抵当権の目的とすることができ。

(抵当権の内容)

第四條 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した航空機(以下「抵当航空機」という。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。

(對抗要件)

第五條 抵当権の得喪及び変更は、航空法に規定する航空機登録原簿に運輸大臣が行う登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(抵当権の効力の及ぶ範囲)

第六條 抵当権は、抵当航空機に附加して一体となつて、物に及ぶ。但し、設定行為に別段の定めがある場合及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四條の規定により他の債権者が債権者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。

(不可分性)

第七條 抵当権者は、債権の全部の

弁済を受けるまでは、抵当航空機の全部につき、その権利を行使することができる。

(物上代位)

第八條 抵当権は、抵当航空機の売却、賃貸、滅失又は損によつて抵当権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。この場合において、その払渡又は引渡前に差押をしなければならぬ。

(物上保証人の求償権)

第九條 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の実行によつて抵当航空機の所有権を失つたときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

(抵当権の順位)

第十條 数個の債権を担保するため同一の航空機について抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登録の前後による。

(先取特権との順位)

第十一條 同一の航空機について抵当権及び先取特権が競合する場合には、抵当権は、民法第三百三十條第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

(担保される利息等)

第十二條 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてのみその抵当権を行使することができる。

2 前項の規定は、抵当権者が債権の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合に

おいて、その最後の二年分についても適用する。但し、利息その他の定期金を通算して二年分をこえることができない。

(抵当権の処分)

第十三條 抵当権者は、抵当権を他の債権の担保に供し、又は同一の債権者に対する他の債権者の利益のため抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

2 前項の場合において、抵当権者が数人のために抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受け者の権利の順位は、抵当権の登録にした附記の前後による。

第十四條 前條の処分は、民法第四百六十七條の規定に従い、主たる債務者に抵当権の処分を通知し、又はその債務者がこれを承諾しなければ、これをもつてその債務者、保証人、抵当権設定者又はこれらの承継人に対抗することができない。

2 主たる債務者が前項の通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾をもつてその者に対抗することができる。

(代価弁済)

第十五條 抵当航空機を買い受けた第三者が抵当権者の請求に応じてその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

(第三取得者の費用償還請求権)

第十六條 抵当航空機を取得した第三者が抵当航空機について必要費

又は有益費を出したときは、民法第九百九十六條の區別に従い、航空機の代価をもつて最も先にその償還を受けることができる。

(共同抵当の代価の配当)

第十七條 債権者が同一の債権の担保として数個の航空機の上に抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各航空機の価額に応じてその債権の負担を分ける。

2 ある航空機の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価につき債権の全部の弁済を受けることができる。この場合においては、次の順位にある抵当権者は、右の抵当権者が前項の規定により他の航空機につき弁済を受けるべき金額に達するまでこれに代位して抵当権を行うことができる。

3 前項後段の規定により代位して抵当権を行う者は、その抵当権の登録にその代位を附記することができる。

(一般財産からの弁済)

第十八條 抵当権者は、航空機の代価で弁済を受けない債権の部分については、他の財産から弁済を受けることができる。

2 前項の規定は、航空機の代価に先だつて他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。

3 前項の場合において、抵当権者に第一項の規定による弁済を受けさせるため、他の債権者は、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。

(抵当権者に対する通知)

第十九條 運輸大臣は、航空機

が航空法第八條第一項第三号に該当することとなつた場合において、同條第一項の規定によりまつ消登録の申請を受理したとき、又は同條第二項の催告をした後当該航空機の所有者が同項の期間内にまつ消登録を申請しないときは、遅滞なく、抵当権者に通知しなければならない。

(抵当権の実行)

第二十條 抵当権者は、前條の通知を受けたときは、当該航空機に対して、直ちに、その権利を実行することができる。

2 前項の規定により抵当権を実行しようとするときは、抵当権者は、前條の通知を受けた日から三箇月以内に、その手続をしなければならぬ。

3 運輸大臣は、前項の規定により抵当権の実行の手続をすることができる期間内及び抵当権の実行の終るまでの期間内は、第一項の航空機について航空法の規定によるまつ消登録をすることができない。

4 競落を許す決定が確定したときは、第一項の航空機について航空法第八條第一項第三号の事由が発生しなかつたものとみなす。

(時刻による消滅)

第二十一條 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時刻によつて消滅しない。

第二十二條 債務者又は抵当権設定者以外の者が航空機について取得時刻に必要な条件を具備した占有をしたときは、抵当権は、こ

れによつて消滅する。

(質権設定の禁止)

第二十三條 航空機は、質権の目的とすることができない。

(命令への委任)

第二十四條 航空機登録原簿の記載その他登録に関する事項は、政令で定める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四條ノ三第一項中「航空機ノ登録」を「航空機ニ関スル登録」に、同項第一号中「新規登録」を「新規登録又ハ移転登録」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一ノ二 抵当権ノ取得 債権金額 千分ノ三

第四條ノ三第一項第二号の次に次の三号を加える。

二ノ二 抹消シタル登録ノ回復 航空機每一箇 金五十円

二ノ三 仮登録 録航空機每一箇 金五十円

二ノ四 附記登録 航空機每一箇 金五十円

第四條ノ三第一項第三号中「抹消」を「更正又ハ抹消」に改める。

3 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條ノ三中「所轄登記所」を「関係官庁」に、同條第一項中「不動産又ハ船舶」を「不動産若ハ船舶又ハ登録シタル自動車若ハ航空

機」に、「登記」を「登記又ハ登録」に改める。

4 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四ノ三 航空機抵当

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第一項第一号の次に次の一号を加える。

一ノ二 航空機抵当に関すること

第二十八條の二第二項中「前項第五号から第七号まで」を「前項第一号、第一号の二、第五号から第七号まで」に、「同項第一号から第四号まで」を「同項第二号から第四号まで」に改める。

6 航空法の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

(登録)

第三條 運輸大臣は、この章で定めるところにより、航空機登録原簿に航空機の登録を行う。

第三條の次に次の二條を加える。

(国籍の取得)

第三條の二 航空機は、登録を受けたときは、日本の国籍を取得する。

(対抗力)

第三條の三 登録を受けた飛行機及び回転翼航空機の所有権の得喪及び変更は、登録を受けなければ、第三者に対抗することが

できない。

第五條の見出しを「新規登録」に改め、同條中「登録は、航空機の所有者の申請により」を「登録を受けていない航空機の登録(以下「新規登録」という)は、所有者の申請により」に改め、同條第六号中「及び登録番号」を削る。

第六條中「登録」を「新規登録」に改める。

第七條を次のように改める。

(変更登録)

第七條 新規登録を受けた航空機(以下「登録航空機」という)について第五條第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、変更登録の申請をしなければならない。但し、次條の規定による移転登録又は第八條の規定によるまつ消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

第七條の次に次の一條を加える。

(移転登録)

第七條の二 登録航空機について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、移転登録の申請をしなければならない。

第八條の見出しを「まつ消登録」に改め、同條中「登録のまつ消を申請し」を「まつ消登録の申請をし」に、同條第一項第二号中「三箇月」を「二箇月」に、同條第三項中「登録をまつ消し」を「まつ消登録をし」に改め、同項中「正当な理由がないのに」を削る。

第八條の次に次の三條を加える。
(航空機登録原簿の謄本等)
第八條の二 何人も、運輸大臣に対し、航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付を請求し、又は利害関係がある部分に限り航空機登録原簿の閲覧を請求することができる。

(登録記号の打刻)
第八條の三 運輸大臣は、飛行機又は回転翼航空機について新規登録をしたときは、遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならない。

2 前項の航空機の所有者は、同項の打刻を受けるために、運輸大臣の指定する期日に当該航空機を運輸大臣に呈示しなければならない。

3 何人も、第一項の規定による打刻した登録記号の表示をき損してはならない。
(新規登録を受けた飛行機及び回転翼航空機に関する強制執行等)
第八條の四 新規登録を受けた飛行機又は回転翼航空機に関する強制執行については、地方裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。

2 前項の強制執行に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。
3 前二項の規定は、新規登録を受けた飛行機又は回転翼航空機の販売について準用する。
第九條を次のように改める。
(命令への委任)
第九條 航空機登録原簿の記載、登録の回復、登録の更正その他登録に關する事項は、政令で定める。

2 航空機登録証明書及び登録記号の打刻に關する細目的事項は、運輸省令で定める。
第十五條中「登録がまつ、消されたを「まつ、消登録があつた」に改める。
第百三十五條の表中「一 第十條第一項の耐空証明を申請する者」八万一千四百円
「一 航空機登録原簿 五十円
の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者
「一 第十條第一項の耐空証明を申請する者 四百円
に改める。
第百五十條中第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。
「一 第八條の三第二項の規定に違反して、航空機を呈示しなかつた者
「二 第八條の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示をき、損した者
第百五十九條中「又は人の業務」の下に「又は財産」を加える。
第百六十一條中第一号を第一号の二とし、同号中「第七條第一項」を削り、同号の前に次の一号を加える。
一 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請をしなかつた者
7 改正前の航空法の規定によりした航空機の登録は、この法律の施行後は、改正後の航空法第五條の規定によりした新規登録とみなす。

8 改正前の航空法第七條第一項の規定によりした登録の変更の届出は、この法律の施行後は、改正後の航空法第七條又は第七條の二の区分に従い、これらの規定によりした変更登録又は移転登録の申請とみなす。

9 改正前の航空法第八條第一項の規定によりした登録のまつ、消の申請は、この法律の施行後は、改正後の航空法第八條第一項の規定によりしたまつ、消登録の申請とみなす。

10 運輸大臣は、改正前の航空法の規定により登録をした飛行機又は回転翼航空機について、この法律の施行後遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならない。

11 前項の規定による打刻については、改正後の航空法第八條の三第二項及び第三項、第百五十九條第一号及び第一号の二並びに第百五十九條の規定を準用する。

司法試験法の一部を改正する法律案
司法試験法の一部を改正する法律案
司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項各号を次のように改める。
一 憲法
二 民法

行後は、改正後の航空法第五條の規定によりした新規登録とみなす。
8 改正前の航空法第七條第一項の規定によりした登録の変更の届出は、この法律の施行後は、改正後の航空法第七條又は第七條の二の区分に従い、これらの規定によりした変更登録又は移転登録の申請とみなす。
9 改正前の航空法第八條第一項の規定によりした登録のまつ、消の申請は、この法律の施行後は、改正後の航空法第八條第一項の規定によりしたまつ、消登録の申請とみなす。
10 運輸大臣は、改正前の航空法の規定により登録をした飛行機又は回転翼航空機について、この法律の施行後遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならない。
11 前項の規定による打刻については、改正後の航空法第八條の三第二項及び第三項、第百五十九條第一号及び第一号の二並びに第百五十九條の規定を準用する。

三 商法
四 刑法
五 民事訴訟法
六 刑事訴訟法
七 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
行政法
破産法
労働法
國際私法
刑事政策

第六條第二項中「民法、」の下に「商法、」を加え、「五科目」を「六科目」に改める。
第十一條第一項中「二百円」を「五百円」に、「五百円」を「千円」に改める。
第十三條第二項中「弁護士会」を「日本弁護士連合会」に改める。
附則第四項中「第六條」を「第六條第一項及び第二項」に、「憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目」を「左の四科目」に改め、同項に次の各号を加える。

一 憲法
二 刑法
三 民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
四 民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

六月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、少年法及び少年院法の一部を改正する法律案
少年法及び少年院法の一部を改正する法律案
少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。
第十七條の次に次の一條を加え。
(少年鑑別所送致の場合の仮収容)
第十七條の二 家庭裁判所は、前條第一項第二号の措置をとつた場合において、直ちに少年鑑別所に収容することが著しく困難であると認める事情があるときは、決定をもつて、少年院を仮に最寄の少年又は拘留監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一條第三項の規定により代用されるものを含まない。の特に出所した場所に収容することができる。但し、その期間は、収容したときから七十二時間を超えることはできない。

2 前項の規定による収容の期間は、これに前條第一項第二号の措置により少年鑑別所に収容した期間とみなし、同條第三項の期間は、少年院又は拘留監獄に収容した日から、これを起算する。
3 裁判官が第四十三條第一項の請求のあつた事件につき、第一項の収容をした場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その収容は、これを第一項の規定による収容とみなす。
第二十六條第一項及び第二項中「第十七條第一項第二号」の下に「第

一、少年法及び少年院法の一部を改正する法律案
少年法及び少年院法の一部を改正する法律案
少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。
第十七條の次に次の一條を加え。
(少年鑑別所送致の場合の仮収容)
第十七條の二 家庭裁判所は、前條第一項第二号の措置をとつた場合において、直ちに少年鑑別所に収容することが著しく困難であると認める事情があるときは、決定をもつて、少年院を仮に最寄の少年又は拘留監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一條第三項の規定により代用されるものを含まない。の特に出所した場所に収容することができる。但し、その期間は、収容したときから七十二時間を超えることはできない。

2 前項の規定による収容の期間は、これに前條第一項第二号の措置により少年鑑別所に収容した期間とみなし、同條第三項の期間は、少年院又は拘留監獄に収容した日から、これを起算する。
3 裁判官が第四十三條第一項の請求のあつた事件につき、第一項の収容をした場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その収容は、これを第一項の規定による収容とみなす。
第二十六條第一項及び第二項中「第十七條第一項第二号」の下に「第

この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

六月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

十七條の二第一項を加える。
第二條 少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第六項に次の但書を加える。
但し、医療少年院については、男女を分隔する施設がある場合は、この限りでない。

第十七條の二を第十七條の三とし、以下第十七條の四まで順次一條ずつ繰り下げ、第十七條の次に次の一條を加える。

第十七條の二 少年院又は少年監別所に収容中の者を同行する場合において、やむを得ない事由が生じたときは、少年院に収容中の者については最寄の少年監別所又は拘留監（監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第一條第三項の規定により代用されるものを含まない。以下同じ。）の特に区別した場所、少年監別所に収容中の者については最寄の少年院又は拘留監の特に区別した場所に、仮にこれを収容することができる。

第二十一條を削る。
附則
1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
2 この法律の施行の際、現に少年院法第二十一條第一項の規定により少年監別所に充てられた少年院又は拘留監の特に区別した場所に収容されている者については、この法律の施行の際、少年法第十七條の二の規定による決定があつたものとみなす。

六月二十日本委員会に左の事件を付託された。
一、戦犯者の釈放に関する請願（第七三三号）

第七三三号 昭和二十八年六月十一日受理
戦犯者の釈放に関する請願
請願者 長野県議会議長 下平 朋四
紹介議員 羽生 三七君 木内 四郎君

政府ならびに国会においては、英国女王陛下戴冠式が挙行された機会に、戦争受刑者に対し大赦の恩典に浴せしめ一日も早く釈放せられるよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。
六月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。
一、人権擁護委員法の一部を改正する法律案

人権擁護委員法の一部を改正する法律案
人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。
第四條第三項中「都道府県の人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。
第六條の見出し中「推薦委員」を「推薦及び委嘱」に改め、同條第二項中「都道府県知事、当該都道府県区域内の弁護士会及び当該都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県知事並びに当該都道府県の区域（北海道にあつては、第十六條第二項

但書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第五項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会」に、同條第三項中「第四條第二項の規定により定められた定数の倍数の者」を「人権擁護委員の候補者」に改め、同條第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 法務大臣は、市町村長が推薦した候補者が、人権擁護委員として適当でないとき、市町村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。

5 前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、法務大臣は、第二項の規定にかかわらず、第三項に規定する者の中から、都道府県知事並びに当該都道府県区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聞いて、人権擁護委員を委嘱することができる。

第六條に次の一項を加える。
8 市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。第九條中二年を「三年」に改め、同條に次の但書を加える。
但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を履行する。

第十條中「その者を推薦した市町村長の管轄する区域内」を「その者の置かれてゐる市町村の区域内」に改める。
第十五條第一項中「都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。
第十六條の見出しを「協議会、連合会及び全国連合会」に改め、同條第二項中「人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改め、同項に次の但書を加える。
但し、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。
第十六條に次の一項を加える。
3 全国の都道府県人権擁護委員連合会は、全国人権擁護委員連合会を組織する。
第十七條第二項及び第十八條中「都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。
第十八條の次に次の一條を加える。
第十八條の二 全国人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。
一、都道府県人権擁護委員連合会の任務に関する連絡及び調整をすること。
二、人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。
三、人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。
四、人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。
五、その他人権擁護上必要と認めらるる事項を履行すること。
2 全国人権擁護委員連合会は、定

期的に、又は必要に應じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。
第十九條中「人権擁護委員協議会」又は「都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、刑法等の一部を改正する法律案

刑法等の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律案

六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、刑法等の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律案

目次
第一條 刑法の一部改正
第二條 刑事訴訟法の一部改正
第三條 犯罪者予防更生法の一部改正
第四條 更生緊急保護法の一部改正

附則
（刑法の一部改正）
第一條 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。
第二十五條第二号中「七年以内」を「五年以内」に改め、同條に次の一項を加える。
前二禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトアルモ其執行ヲ猶予セラレタル者一年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケ精狀特ニ憫諒ス可キモノアルトキ亦前項ニ同ジ但第二十五條ノ二ノ保護觀察ニ

一期的に、又は必要に應じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。
第十九條中「人権擁護委員協議会」又は「都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、刑法等の一部を改正する法律案

刑法等の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律案

目次
第一條 刑法の一部改正
第二條 刑事訴訟法の一部改正
第三條 犯罪者予防更生法の一部改正
第四條 更生緊急保護法の一部改正

附則
（刑法の一部改正）
第一條 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。
第二十五條第二号中「七年以内」を「五年以内」に改め、同條に次の一項を加える。
前二禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトアルモ其執行ヲ猶予セラレタル者一年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケ精狀特ニ憫諒ス可キモノアルトキ亦前項ニ同ジ但第二十五條ノ二ノ保護觀察ニ

付セラレ其期間内更ニ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此限ニ在ラス
第二十五條の次に次の一條を加ふる。

第二十五條ノ二 前條第一項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護觀察ニ付スルコトヲ得前條第二項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護觀察ニ付ス
保護觀察ニ付テハ刑ニ法律ヲ何テ之ヲ定ム
第二十六條を次のように改める。

第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ
一 猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ノ言渡ナキトキ
二 猶予ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ノ言渡ナキトキ
三 第二十五條第一項第二号ニ記載シタル者及ビ第二十六條ノ二第三号ニ該ル者ヲ除ク外猶予ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコト発覚シタルトキ

第二十六條の次に次の二條を加ふる。
第二十六條ノ二 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消スコトヲ得
一 猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ罰金ニ処セラレタルトキ
二 第二十五條ノ二ノ保護觀察ニ付セラレタル者遵守ス可キ事項ヲ遵守セザリントキ

昭和二十八年六月二十九日印刷

三 猶予ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其執行ヲ猶予セラレタルコト発覚シタルトキ
第二十六條ノ三 前二條ノ規定ニ依リ禁錮以上ノ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消シタルコトハ執行猶予中ノ他ノ禁錮以上ノ刑ニ付テモ其猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ
第二十九條第一項第四号を次のように改める。
四 仮出獄中遵守ス可キ事項ヲ遵守セザリントキ
(刑事訴訟法の一部改正)

第二條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第三百三十三條第二項に次の後段を加ふる。
刑法第二十五條ノ二第一項ノ規定により保護觀察に付する場合も、同様である。
第三百四十九條第二項を次のように改める。

刑法第二十六條ノ二第二号ノ規定により刑ノ執行猶予ノ言渡を取り消すべき場合には、前項の請求は、保護觀察所長の申出に基いてこれをしなければならぬ。
第三百四十九條の次に次の一條を加ふる。
第三百四十九條ノ二 前條の請求があつたときは、裁判所は、猶予の言渡を受けた者又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならぬ。
前項の場合において、その請求が刑法第二十六條ノ二第二号

の規定による猶予の言渡の取消を求めたものであつて、猶予の言渡を受けた者の請求があるときは、口頭弁論を経なければならぬ。
第一項の決定をするについては、口頭弁論を経る場合には、猶予の言渡を受けた者は、弁護人を選任することができる。
第一項の決定をするについては、口頭弁論を経る場合には、檢察官は、裁判所の許可を得て、保護觀察官に意見を述べさせることができる。
第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
第三百五十條中「前條第二項」を「前條第一項及び第五項」に改める。
(犯罪者予防更生法の一部改正)
第三條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。
第三十三條第一項中「左に掲げる者は、」の下に「この法律の定めるところにより、」を加え、同項第四号を次のように改める。
四 刑法第二十五條ノ二第一項ノ規定により保護觀察に付された者
第四十一條第二項及び第三項中「地方委員会」を「地方委員会又は保護觀察所の長」に改める。
第四十五條第一項中「地方委員会」を「地方委員会又は保護觀察所の長」に、「第四十三條の申請又は仮出獄の取消」を「第四十三條の申請、仮出獄の取消又は第四十六條の申出」に改め、同條第三項を次のように改める。
三 仮出獄中の者又は刑の執行を猶予されている者につき、前項の期間内に第四十三條の申請又は刑事訴訟法第三百四十九條の請求がなされたときは、同項本文の規定にかかわらず、その申請又は請求につき裁判所の決定があるまで、継続して留置することができる。但し、留置の期間は、通じて二十日を越えることができない。
第四十五條第五項中「第一項の決定」を「地方委員会の第一項の決定」に改め、同項を同條第八項とし、同條中第四項を第六項とし、同項の次に次の一項を加ふる。
七 刑の執行猶予中の者が、第二項から第五項までの規定により留置されたときは、その留置の日数は、刑の執行猶予が取り消された場合においては、刑期に算入する。
第四十五條第三項の次に次の二項を加ふる。
四 刑事訴訟法第三百四十九條の第二項の規定による口頭弁論の請求があつたときは、裁判所は、決定で、十日間に限り、前項但書の期間を延長することができる。
五 第三項の決定が刑の執行猶予の言渡を取り消すものであるときは、同項但書及び前項の規定にかかわらず、その決定が確定するまで、継続して留置することができる。
第四十六條の見出しを「(檢察官

への申出)に、同條中「地方裁判所」を「地方裁判所又は簡易裁判所」に、「これを通告しなければならぬ。」を「書面で、刑事訴訟法第三百四十九條第二項の規定による申出をしなければならぬ。」に改める。
(更生緊急保護法の一部改正)
第四條 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項第三号を次のように改める。
三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け、保護觀察に付されなかつた者
附則
一 この法律の施行期日は、昭和二十八年十二月三十一日までの間において政令で定める。
二 この法律による改正後の刑法第二十五條ノ二第一項前段の規定は、この法律の施行前に犯された罪については、適用しない。但し、その罪とこの法律の施行後に犯された罪とが、刑法第四十五條前段の併合罪の関係にあるときは、この限りでない。
三 この法律の施行の際、この法律による改正前の犯罪者予防更生法第三十三條第一項第四号の規定により保護觀察に付されている者の保護觀察については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

の規定による猶予の言渡の取消を求めたものであつて、猶予の言渡を受けた者の請求があるときは、口頭弁論を経なければならぬ。
第一項の決定をするについては、口頭弁論を経る場合には、猶予の言渡を受けた者は、弁護人を選任することができる。
第一項の決定をするについては、口頭弁論を経る場合には、檢察官は、裁判所の許可を得て、保護觀察官に意見を述べさせることができる。
第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
第三百五十條中「前條第二項」を「前條第一項及び第五項」に改める。
(犯罪者予防更生法の一部改正)
第三條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。
第三十三條第一項中「左に掲げる者は、」の下に「この法律の定めるところにより、」を加え、同項第四号を次のように改める。
四 刑法第二十五條ノ二第一項ノ規定により保護觀察に付された者
第四十一條第二項及び第三項中「地方委員会」を「地方委員会又は保護觀察所の長」に改める。
第四十五條第一項中「地方委員会」を「地方委員会又は保護觀察所の長」に、「第四十三條の申請又は仮出獄の取消」を「第四十三條の申請、仮出獄の取消又は第四十六條の申出」に改め、同條第三項を次のように改める。
三 仮出獄中の者又は刑の執行を猶予されている者につき、前項の期間内に第四十三條の申請又は刑事訴訟法第三百四十九條の請求がなされたときは、同項本文の規定にかかわらず、その申請又は請求につき裁判所の決定があるまで、継続して留置することができる。但し、留置の期間は、通じて二十日を越えることができない。
第四十五條第五項中「第一項の決定」を「地方委員会の第一項の決定」に改め、同項を同條第八項とし、同條中第四項を第六項とし、同項の次に次の一項を加ふる。
七 刑の執行猶予中の者が、第二項から第五項までの規定により留置されたときは、その留置の日数は、刑の執行猶予が取り消された場合においては、刑期に算入する。
第四十五條第三項の次に次の二項を加ふる。
四 刑事訴訟法第三百四十九條の第二項の規定による口頭弁論の請求があつたときは、裁判所は、決定で、十日間に限り、前項但書の期間を延長することができる。
五 第三項の決定が刑の執行猶予の言渡を取り消すものであるときは、同項但書及び前項の規定にかかわらず、その決定が確定するまで、継続して留置することができる。
第四十六條の見出しを「(檢察官

への申出)に、同條中「地方裁判所」を「地方裁判所又は簡易裁判所」に、「これを通告しなければならぬ。」を「書面で、刑事訴訟法第三百四十九條第二項の規定による申出をしなければならぬ。」に改める。
(更生緊急保護法の一部改正)
第四條 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項第三号を次のように改める。
三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け、保護觀察に付されなかつた者
附則
一 この法律の施行期日は、昭和二十八年十二月三十一日までの間において政令で定める。
二 この法律による改正後の刑法第二十五條ノ二第一項前段の規定は、この法律の施行前に犯された罪については、適用しない。但し、その罪とこの法律の施行後に犯された罪とが、刑法第四十五條前段の併合罪の関係にあるときは、この限りでない。
三 この法律の施行の際、この法律による改正前の犯罪者予防更生法第三十三條第一項第四号の規定により保護觀察に付されている者の保護觀察については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

への申出)に、同條中「地方裁判所」を「地方裁判所又は簡易裁判所」に、「これを通告しなければならぬ。」を「書面で、刑事訴訟法第三百四十九條第二項の規定による申出をしなければならぬ。」に改める。
(更生緊急保護法の一部改正)
第四條 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項第三号を次のように改める。
三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け、保護觀察に付されなかつた者
附則
一 この法律の施行期日は、昭和二十八年十二月三十一日までの間において政令で定める。
二 この法律による改正後の刑法第二十五條ノ二第一項前段の規定は、この法律の施行前に犯された罪については、適用しない。但し、その罪とこの法律の施行後に犯された罪とが、刑法第四十五條前段の併合罪の関係にあるときは、この限りでない。
三 この法律の施行の際、この法律による改正前の犯罪者予防更生法第三十三條第一項第四号の規定により保護觀察に付されている者の保護觀察については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

への申出)に、同條中「地方裁判所」を「地方裁判所又は簡易裁判所」に、「これを通告しなければならぬ。」を「書面で、刑事訴訟法第三百四十九條第二項の規定による申出をしなければならぬ。」に改める。
(更生緊急保護法の一部改正)
第四條 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項第三号を次のように改める。
三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け、保護觀察に付されなかつた者
附則
一 この法律の施行期日は、昭和二十八年十二月三十一日までの間において政令で定める。
二 この法律による改正後の刑法第二十五條ノ二第一項前段の規定は、この法律の施行前に犯された罪については、適用しない。但し、その罪とこの法律の施行後に犯された罪とが、刑法第四十五條前段の併合罪の関係にあるときは、この限りでない。
三 この法律の施行の際、この法律による改正前の犯罪者予防更生法第三十三條第一項第四号の規定により保護觀察に付されている者の保護觀察については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

への申出)に、同條中「地方裁判所」を「地方裁判所又は簡易裁判所」に、「これを通告しなければならぬ。」を「書面で、刑事訴訟法第三百四十九條第二項の規定による申出をしなければならぬ。」に改める。
(更生緊急保護法の一部改正)
第四條 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項第三号を次のように改める。
三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け、保護觀察に付されなかつた者
附則
一 この法律の施行期日は、昭和二十八年十二月三十一日までの間において政令で定める。
二 この法律による改正後の刑法第二十五條ノ二第一項前段の規定は、この法律の施行前に犯された罪については、適用しない。但し、その罪とこの法律の施行後に犯された罪とが、刑法第四十五條前段の併合罪の関係にあるときは、この限りでない。
三 この法律の施行の際、この法律による改正前の犯罪者予防更生法第三十三條第一項第四号の規定により保護觀察に付されている者の保護觀察については、この法律の施行後も、なお従前の例による。